

(別紙3)

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令(案)

(証券取引法施行令の適用)

第一条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の九	第二条第八項	第二条第八項(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号。以下「証券投資信託業務特例法」という。))第六
-------	--------	--

	<p>条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第六十五条</p>	<p>第六十五条（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第六十五条の二第一項、第三項及び第九項</p>	<p>第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十五条の二第九項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

<p>第十六条</p>	<p>第一条の十二第四号</p>	<p>第一条の九の二</p>	<p>第一条の九の二</p>	<p>第六十六条の二</p>
<p>同条第三項</p>	<p>第二条第八項第三号の二</p>	<p>第二条第八項第七号ハ</p>	<p>第二条第八項第七号イ</p>	<p>第六十六条の二</p>
<p>同条第三項（証券投資信託業務特例法第六</p>	<p>第二条第八項第三号の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第二条第八項第七号ハ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第二条第八項第七号イ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十六条の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

		<p>条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十六条の二の二及び第十七条</p>	<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十七条の二</p>	<p>第六十五条第二項第一号</p>	<p>第六十五条第二項第一号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十七条の三</p>	<p>第六十五条第二項第四号イ</p>	<p>第六十五条第二項第四号イ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十七条の三の二</p>	<p>第六十五条第二項第五号</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

	同号口	用する場合を含む。） 同号口（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三の三	第六十五条第二項第六号	第六十五条第二項第六号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の四	第六十五条の二第二項及び第四項から第七項まで	第六十五条の二第二項、第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、 法第六十五条の二第六項及び第七項
	同条第一項	法第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適

<p>第十七条の四の表第二十 八条の二の項</p>	<p>第六十五条の二第一項</p>	<p>第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>
<p>同条第六項</p>	<p>同条第六項</p>	<p>法第六十五条の二第六項</p>
<p>使用人</p>	<p>使用人</p>	<p>使用人（日本郵政公社にあつては、職員。第十八条において同じ。）</p>
<p>同条第五項</p>	<p>同条第五項</p>	<p>法第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>法第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第二十九条第二項の項	第六十五条の二第三項	第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第三十条の項	第六十五条第二項第一号若しくは第二号	第六十五条第二項第一号若しくは第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第四十条の項	第六十五条第二項第一号又は第二号	第六十五条第二項第一号又は第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

同項第三号若しくは第四号	同項第三号若しくは第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
同項第三号口若しくはハ	同項第三号口若しくはハ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
同項第四号	同項第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第六十五条第二項第一号から第三号まで	第六十五条第二項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）

	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第四十二条の項	第六十五条第二項第一号から第四号まで	第六十五条第二項第一号から第四号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
同項第三号（イを除く。）若しくは第四号	同項第三号（イを除く。）若しくは第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、	第二条第八項第二号若しくは第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	

<p>第十七条の四の表第四十条の二の項</p>	<p>同項第三号に</p>	<p>（）に掲げる行為をいい、同項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に</p>
<p>第十七条の四の表第五十一条の項</p>	<p>第二条第八項第二号及び第三号</p>	<p>第二条第八項第二号及び第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十七条の五、第十七条の六及び第十七条の六の二</p>	<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第十七条の六の二の表第十五条の七の項</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同</p>

<p>第十七条の六の三</p>		
<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条第二項第五号</p>	<p>同項第一号から第三号まで</p>
<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>	<p>同項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>
<p>同項第三号</p>	<p>同項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>	<p>じ。）</p>

<p>第十七条の六の三の表第十六条の二第一項第一号の項</p>	<p>第六十五条第二項第一号及び第二号</p>	<p>第六十五条第二項第一号及び第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>
<p>同項第一号から第三号まで</p>	<p>第六十五条第二項第三号</p>	<p>同項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>
<p>同号及び同項第四号</p>	<p>同号及び同項第四号</p>	<p>同号及び同項第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>

<p>第十八条の三</p>	<p>第十八条第一項</p>	<p>第十七条の七</p>	<p>第十七条の六の三の表第十六条の二第一項第三号の項</p>	
<p>第六十六条の二</p>	<p>第六十五条の二第十一項</p>	<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条第二項第五号</p>	<p>同項第三号ハ及び第四号ロ</p>
<p>第六十六条の二（証券投資信託業務特例法</p>	<p>第六十五条の二第十一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>同項第三号ハ及び第四号ロ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>

	<p>第十八条の三の表第六十二条の項</p>	<p>第十九条の二</p>	<p>第三十八条第二項第一号</p>
	<p>第六十六条の二</p>	<p>第二条第八項第三号ロ</p>	<p>第六十五条第二項第一号から第四号まで</p>
<p>第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十六条の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</p>	<p>第二条第八項第三号ロ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条第二項第一号から第四号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第六十五条第二項第五号</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

		用する場合を含む。)
第三十八条第二項第二号	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第四項から第六項まで	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第一項	協同組織金融機関	協同組織金融機関、日本郵政公社
第四十三条第一項第二号及び第八号	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用

		<p>する場合を含む。）</p>
<p>第四十三条第二項第一号</p>	<p>第六十五条の二第三項</p>	<p>第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第四十三条第二項第二号</p>	<p>第六十五条の二第九項</p>	<p>第六十五条の二第九項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第四十三条第二項第五号</p>	<p>第六十五条の二第四項及び第五項</p>	<p>第六十五条の二第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

<p>第四十三条第二項第六号から第十二号まで</p>	<p>第四十三条第七項</p>	<p>第四十三条の三第一号から第三号まで</p>	<p>第四十五条第三号</p>	<p>第四十五条第五号</p>
<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第六十五条の二第五項</p>	<p>第九十八条の三</p>	<p>第二百条の三第二号</p>
<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第九十八条の三（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第二百条の三第二号（証券投資信託業務特</p>

例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（疑わしい取引の届出に関する政令の適用）

第二条 前条の場合における疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）第二条第八号の適用については、「口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務又は」とあるのは「口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務、」と、「買取りに関する業務」とあるのは「買取りに関する業務又は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第三条各号に掲げる業務」とする。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の適用）

第三条 第一条の場合における次の表の上欄に掲げる金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第十八号

へ 日本郵政公社による外国

へ 日本郵政公社による外国通貨の両替及

	<p>第十一條第一項</p>
<p>通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務</p>	<p>登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）</p>
<p>び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務</p> <p>ト 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第三条各号に掲げる業務</p>	<p>登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本</p>

(金融庁組織令の適用)

第四条 第一条の場合における金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十三条第一項第四号の適用については、「証券取引法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(総務省組織令の適用)

第五条 第一条の場合における総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の規定の適用については、同令第百条第一号中「第二十四条第五項」とあるのは「第二十四条第五項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第

郵政公社の業務の特例等に関する法律第六
条の規定により読み替えて適用する場合を
含む。）に規定する登録を受けた者をいう
。）

百六十五号) 第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一百三十一条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「日本郵政公社法」と、同令第一百三十一条中「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第一項(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

附 則

この政令は、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

理由

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に伴い、日本郵政公社により証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等の業務が行われる場合の証券取引法施行令その他の関係政令の規定の整備を図る必要があるからである。